

# 市民利用施設等の利用制限について

別紙 1

時期	利用制限の内容(※1)			
	収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度			
	収容率		人数上限	
11月25日から	大声なし	大声あり(※2)	【収容定員(※3) 5,000人以下】	【収容定員(※3)5,000人超】
	100%以内	50%(※4)以内	収容定員まで	【感染防止安全計画】を策定 ＜対象＞「参加(予定)人数が5,000人超」 かつ「収容率50%超」(大声なし)
				策定あり
			収容定員まで	「5,000人」又は 「収容定員の50%」 のいずれか大きい方

(※1) 詳細は、令和3年11月19日付けの内閣官房事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」を参考

国、県が利用制限の内容を変更した場合、その内容を準用

(※2) 「大声あり」とは、観客が「①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること。」を大声とし、これを積極的に推奨する、又は必要な対策を十分に施さないイベント

(※3) 収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離(1m以上)の確保

(※4) 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限り)内では座席間隔を設けなくてもよく、収容率は50%を超える場合もある